

報告・協議 2 令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、矢原義務教育指導課長、玉木特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

矢原義務教育指導課長： 失礼いたします。令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について説明いたします。

本日は、別紙に記載しております資料1から7までの7種類の資料をお配りしております。

まず、資料1を御覧ください。こちらが令和4年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定状況の一覧でございます。

上の表の左側を御覧ください。県立3中学校の選定状況でございます。3校とも教科書調査のための観点、視点を基に具体的な調査項目を定め、評価基準に照らして選定しました。なお、この観点及び視点につきましては、教科用図書の選定を公正かつ適正に行うため、3校とも昨年度と同じものとしております。

調査研究の結果、社会、歴史的分野の教科用図書として、3校ともに東京書籍を選定しております。昨年度の選定結果と同じでございます。

なお、教科用図書の選定状況については、8月4日に行いました広島県教科用図書選定審議会において、いずれの学校も十分な調査研究を行い、適切に判断しているとの御意見をいただいております。

資料2を御覧ください。資料2は、資料1でお示した県立3中学校の教科用図書を選定しました選定理由を学校別にお示したものでございます。

そして、資料3以降の資料でございますが、こちらは、いずれも選定に至った具体的な根拠を示す資料でございます。

初めに、資料3です。こちらは、前回の教育委員会会議で御覧いただいた県立3中学校の教科用図書の選定に係る考え方を示したものでございます。中段に記載しています観点1から観点5までの五つの共通する観点、それに加えて、学校の特色を生かす工夫として、観点6を設け、これらの観点に基づいて教科用図書の選定を行っております。

続いて、資料4でございますが、こちらは、実際の調査のために、先ほどの六つの観点を基に視点を定め、更に具体的な調査項目を定めた資料となります。各調査項目は、学習指導要領や各校の教育目標等に基づいて設定しております。

そして、資料5です。こちらが実際の種目別の評価表でございます。1ページを御覧ください。このように、観点、視点ごとに具体的な調査項目及び学習指導要領に基づいた評価基準を設定し、調査研究した結果をA、B、Cの3段階でお示しております。

3校ともA評価が一番多かった発行者を選定しております。

玉木特別支援教育課長： 続きまして、令和4年度に県立特別支援学校中学部で使用する教科用図書の採択について御説明します。

資料1を御覧ください。特別支援学校中学部における教科書の選定状況は、御覧のとおりです。

まず、中学校用教科用図書、社会（歴史的分野）の選定状況の詳細について、資料6を用いて御説明いたします。

資料6、1ページを御覧ください。特別支援学校で使用する中学校用教科用図書、社会（歴史的分野）の調査研究についてです。教科書選定に当たり、各校では、選定資料や教科書見本等を参考に、昨年度と同じ観点、視点で調査研究を行った結果、全ての学校で昨年度と同じ発行者の教科書を選定しております。

2ページからは、障害種別ごとの選定理由書でございます。

続いて、資料7、令和4年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況についてでございます。

資料7、1ページを御覧ください。文部科学省著作知的障害者用教科用図書につきましては、表の丸印で示しておりますとおり、障害の状態が重い児童生徒が在籍している西条特別支援学校八本松分級を除き、全ての特別支援学校の小学部、中学部で選定しております。

続いて、2ページを御覧ください。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用

図書、これを一般図書と呼んでおりますが、この一般図書の使用について説明しております。

3ページには、一般図書の調査研究について、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示しております。このような観点、視点で調査研究を行い、児童生徒の実態に応じた一般図書を選定していきます。

4ページ以降に、各校が選定した一般図書について表にまとめております。小学部が4ページから、中学部が12ページからとなっております。

資料17ページからは、各特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書の抜粋でございます。

選定状況につきましては、資料1ページにお示ししているとおり、小学部では合計271点、中学部では204点の一般図書を選定しております。

本日いただいた御意見を踏まえ、8月31日までに教育長が決裁し、採択が決定いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

資料7の1ページに小学部と中学部の一般図書の数が記載されておりますけれども、例えば知的障害の学校におかれましては、小学部ですと尾道特別支援学校しまなみ分校が51に対して、その下の広島特別支援学校は22というように、数字の大小が倍半分以上違うような選定になっているのですけれども、そこにはどういう事情があるのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： この数字の大小についてですけれども、一般図書を選定している数ということでございます。

平川教育長： 何か障害の重いか軽いか、事情があるのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： 一般図書以外、著作の教科書であるといったものを選定している場合は、この数に含まれません。障害の状態の違い等がこの数に表れてきているものと考えます。

細川委員： ありがとうございます。

特別支援学校におかれましてはいろいろおっしゃいましたように、障害の種別や程度が違うというのは理解しているところですが、いろいろな一般図書を選定することによって幅が広がるということも思います。学校が選定されたということですからこれで足りると思うのですが、一般的には多い方がいいのではないかなという気もいたします。そこはもう学校にお任せをしているのでこれ以上言いませんけれども、子供たちの勉強するいろいろな状況を勘案していただければと思います。

玉木特別支援教育課長： ありがとうございます。

それと、先ほどお答えしたものに加えまして、この数については、例えば障害の状態によって、教育課程の類型がたくさん作られている学校については、多くなるということもございますので、その点もお含みおきください。ありがとうございました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和4年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、令和4年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択につきまして、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、令和4年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、本年度の採択日程について説明いたします。

4月の教育委員会会議において、令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針を決定していただいたところでございます。この方針に基づき、教育委員会事務局において、

学習指導要領に対応した教科書の選定方針を示した教科用図書選定資料を作成し、各県立高等学校において、この選定資料を参考に、教科書の調査研究及び選定作業を進めてまいりました。

続いて、資料2ページを御覧ください。各県立高等学校における教科書の選定作業は、公正確保を保つため、1、2にお示ししておりますとおり、各県立高等学校においては、管理職、教務主任等により構成された教科書選定会議等を開催して行っております。また、3にお示ししておりますとおり、PTAなどから意見を聞くなどの取組を全ての学校において行っております。

続いて、3ページを御覧ください。事務局が行っております点検、指導について御説明いたします。大きく2点について、現在点検、指導を行っております。

まず、(1)の教育課程と選定教科書との整合性については、各県立高等学校が提出した教育課程と選定理由書とを照合し、教育課程と教科書に齟齬が生じていないか、整合性を確認しているところでございます。

次に、(2)の採択申請された教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性については、十分に教科書の調査研究が行われているかを選定理由書により確認し、不明な点については聞き取りを行っており、全ての学校で複数の教科書を比較するなどの調査研究が行われることを確認しております。

今後の予定につきましては、8月末に教育委員会において教科書採択を行い、9月上旬の教育委員会会議において採択結果を御報告させていただく予定としております。

次に、県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明いたします。

特別支援学校におきましても、採択基本方針に基づき、各校において適正かつ公正な教科用図書選定を行うよう、5月28日から6月3日に各所属校において実施した教務主任研修で、教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導したところでございます。

資料4ページには、選定に当たっての障害種別の観点をお示ししております。なお、高等学校に準ずる教育課程を編成している学校では、高等学校と同様に、教科用図書選定資料を参考にしております。また、知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校においては、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書選定資料を参考に進めているところでございます。

次に、資料5ページを御覧ください。令和4年度に特別支援学校高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。7月26日までに各校から提出された選定理由書等の点検を行い、適正に設定されていることを確認しているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 毎年毎年きちんと選定の作業をしていただいていると思うのですが、一つ教えてください。PTAなどから教科書選定に係る意見などを聞くような取組ですが、やはり客観的に見ていただく必要があるということで随分前に導入された仕組みだと思えますけれども、その中で、今回どのような意見が出たのかとか、どんな議論がされているのか分かったら教えてください。

竹志高校教育指導課長： 今言われたとおりPTAでありますとか、あと学校運営協議会の委員にも見ていただき、御意見をいただいているところでございます。去年もそうでありましたけれども、コロナ禍であるということで、なかなかその会において直接見ていただくことが難しいような学校もありますので、今は学校から関係の方へ送らせていただき、感想をいただいているということをお聞きしております。ちょうど今ぐらいの時期に、各学校で学校運営協議会を開催したり、早ければGW明けぐらいにPTA総会をやっているところでありますけれども、具体的な意見について直接いただいているわけではないので、この場でなかなかお返しをすることができず申し訳ございません。また、そういったことを聴取したらお返しをしたいと思えます。

特に来年度から高等学校につきましては、新しい学習指導要領で実施されます。そうなりますと、本当に今までと違う、深く学びを進めていくような工夫をかなりしておられましたので、教科書は大きく変わったなという感想を多くのいろいろな場面で聞くことはあります。

志々田委員： 是非どのような意見が出るのか、また教えていただければと思います。どうしてこういったことをやるのかということ、やはりPTAや学校運営協議会の皆さんにはよく

御理解いただける学校側からの説明も必要かなど。ただ費用負担してもらうから見ても  
らわなくてはいけないと誤解をなさっている方たちも結構いらっしゃいますし、まさしく  
社会に開かれた教育課程ということなので、やはり社会全体が高校の勉強はどのよう  
なことをやっているのかとか、最近の教科書に私たちも驚かされるのが非常に多いの  
で、そうした子供たちの学びに対して関心を持っていただく一つのきっかけとして、こ  
の教科書の選定作業ということにも御意見いただいているということを重々説明して、  
御理解いただいた上で意見いただければと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。